

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、関西の水辺空間と都市再生研究会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、産学官の力を結集し、水辺を活かした都市・まちづくりについて多様な研究を推進し、会員相互の情報交換と交流を通じて、関西の水辺空間と都市再生の推進に貢献することを目的とする

(活動・事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために以下の事業を行う。

1. 関西圏の水辺空間と都市再生の推進に関する調査研究および提言
2. 他の研究団体等との連携、協力に資する活動
3. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意志を有し、国内に主たる拠点を有する個人、法人、団体とし、以下の会員種別を設ける。

1. 正会員 法人、団体、有識者等の個人会員
2. 賛助会員 本会の事業を賛助する目的のため入会しようとする法人、団体、個人会員

(入会)

第5条 本会へ入会しようとする者は、書面をもって申込み、総会の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、会長宛に退会届を提出しなければならない。

(会費等)

第7条 本会の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、細則で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 事務局長 1名
 4. 監事 1名
- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会長は、総会において会員の中から選任する。
- 5 副会長、事務局長および監事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるもの

とする。

6 役員の任期は、選任された総会の次の総会までの期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会等

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

4 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 総会は、会長が主宰し議長を務める。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

1. 本規約の改正
2. 事業計画および研究会の設置
3. 事業報告
4. 前各号に掲げるもののほか、本会の運営に関して重要事項の決定

(事務局)

第10条 本会の事務局は、兵庫県芦屋市浜芦屋6番17号におき、(株)地域計画建築研究所大阪事務所が補佐する。

第5章 会計及び監査

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第13条 会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第14条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第6章 雑則

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1 総会に出席し、本規約を承認した者は、第5条の総会の承認を受けた者とみなす。

2 前項の規定は、総会の日以前から入会希望の書面をもって表明していた者に準用する。